

『次の経営を担う人材を育成したい』

中小サービス業中核人材の育成支援事業

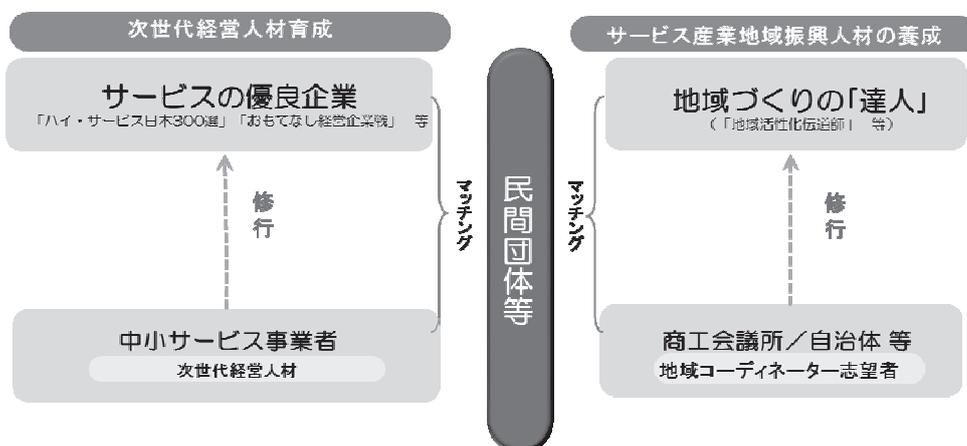
優れた取組を行う企業やサービス産業活性化の成功地域での一定期間の勤務機会を提供し、次の経営を担う人材や地域のサービス産業活性化を担う人材を育成します。

対象となる方

- ① 次の経営を担う人材に他社の優れた取組を学ばせたい中小サービス事業者。
- ② サービス産業を軸に地域の活性化を立案・実行する人材を育成したい事業者

支援内容

- ① 中小サービス事業者の次世代の経営を担う人材に対し、他企業での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先企業とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。
- ② 地域の魅力を掘り起こし、これを活かして、サービス産業を軸に関係者（事業者、行政、教育機関等）を巻き込んで地域づくりを行う人材に対し、他企業及び他地域での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先地域とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。



お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局サービス政策課 Tel: 03-3580-3922

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』

中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

(1) 人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

② 建設労働者確保育成助成金

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。詳細は 164 ページをご覧ください。

③ 雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容(参考:平成27年度内容)

・建設業における雇用管理の特徴 ・雇用管理責任者の役割 ・雇用管理改善のメリット
・社会保険制度 ・雇用契約と就業規則 ・賃金管理 ・労働時間管理

※平成28年度はコミュニケーションスキル等向上研修も行います。

■対象:建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用(受講料・テキスト代):無料

- ④ 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)
人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主への支援を行います。詳細は 161 ページをご覧ください。

(2) 経営力の強化

○地域建設産業活性化支援事業

経営的・技術的な課題解決のため、各分野の専門家によるアドバイスを受けることができます。

さらに、「人材確保・育成」(例:多能工の育成)や「生産性向上」(例:新工法の確立)に資するモデル性の高い取組を行う場合は、複数の建設企業でグループを結成することで、専門家による継続的なコンサルティングの支援又は事業に要する経費の一部支援を受けることができます。

また、平成 28 年度後半には、中小建設企業の生産性向上に関するオンライン講座を実施する予定です。

(3) 金融の円滑化

○下請セーフティネット債務保証事業

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に融資事業者(事業協同組合等)から出来高に応じて融資を受けることが可能となる制度です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

○地域建設業経営強化融資制度

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。

本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

また、印紙税等の負担が軽減される電子記録債権を活用したスキームも導入しております。

なお、本制度は、平成33年3月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払をファクタリング会社が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担を軽減するとともに、保証された債権の回収が困難となった際の保証債務の履行のためファクタリング会社に発生する損失の補償を受けることができます。

なお、本事業は、平成29年3月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

(1)人材確保・育成に向けた施策の実施

①ヨイケンセツドットコム(<http://www.yoi-kensetsu.com/index.php>)

建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」(<http://genba-go.jp/>)

②、④各都道府県労働局

URL(労働局): <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

③厚生労働省職業安定局雇用開発部建設・港湾対策室 TEL 03-5253-1111(内線 5804)

(2)経営力の強化

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(内線 24826)

(一財)建設業振興基金(<http://www.yoi-kensetsu.com/kassei/>)

(3)金融の円滑化

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(内線 24827)

(一財)建設業振興基金(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html>)

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい①』

「農林漁業成長産業化ファンド」に基づく支援

生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費までつないでいく事業活動に対して、出資などの支援を受けることができます。

対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が連携して取り組む会社で、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

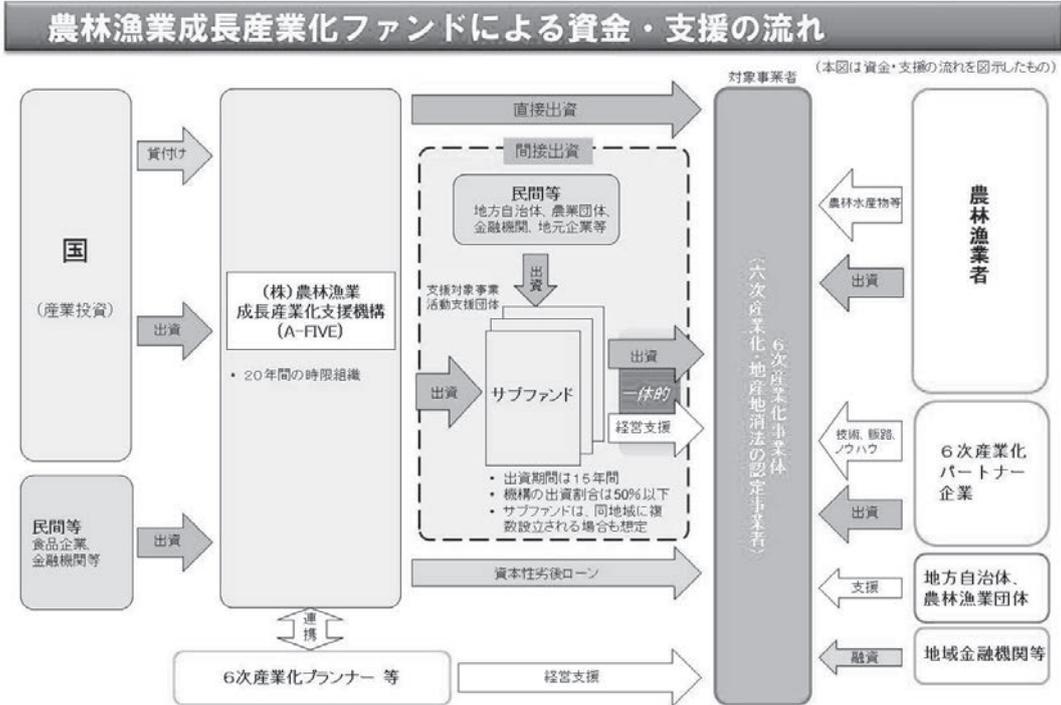
支援内容

(1) 出資

農林水産物等を活かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体（六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合弁会社等）への出資

(2) 貸付（劣後ローン）

出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本金劣後ローンの貸付



お問い合わせ先
 農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室 03-6744-2076(直通)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい②』

「金融措置による支援」

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

(1) 農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。

〈問い合わせ先〉農林水産省食料産業局食品製造課 ☎03-6744-7180(直通)

(2) 中山間地域における農林漁業の振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品の研究開発等を行うのに必要な資金及び中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金を融資します。

〈問い合わせ先〉農林水産省農村振興局地域振興課

☎03-3502-6005(直通)

(3) 特定農林畜水産物の新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良、造成又は取得等するための資金を融資します。

〈問い合わせ先〉農林水産省食料産業局知的財産課 ☎03-6744-2062(直通)

(4) 乳業施設の整備を図る乳業者に対して、低利で資金を融資します。

〈問い合わせ先〉農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-6744-2128(直通)

(5) 近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

《問い合わせ先》水産庁漁政部加工流通課 ☎03-6744-2349(直通)

(6) 林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金(林業・木材産業改善資金)を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産及び流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金(木材産業等高度化推進資金)を融資します。

《問い合わせ先》林野庁林政部企画課 ☎03-3502-8037(直通)

(7) 食品廃棄物を再資源化するために必要となる運搬、貯蔵、回収又は加工等のための施設で、十分な公害対策が講じられているものに対し長期低利資金を融資します。

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

☎03-6744-2066(直通)

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』

食品流通合理化支援策

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応する食品関連企業は、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応する食品関連企業

支援内容

(1) 食品流通構造改善促進法に基づき食品流通の構造改善を図るため、同法に基づく指定法人である(公財)食品流通構造改善促進機構が①同法等の法令に基づく債務保証等の支援や、②流通の近代化、経営の合理化に関する相談に応じます。

《問い合わせ先》(公財)食品流通構造改善促進機構 ☎03-5809-2175(直通)

(2) 生鮮食料品等の小売業が、近代化・合理化の推進を図るための資金を低利融資します。(生鮮食料品等小売業近代化貸付)

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局食品流通課 ☎03-3502-7659(直通)

(3) 食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する資金を低利融資します。(食品流通改善資金)

《問い合わせ先》農林水産省食料産業局食品流通課 ☎03-3502-7659(直通)

(4) 乳業の合理化・再編による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

《問い合わせ先》農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課 ☎03-3502-5987(直通)

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい②』

食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品製造事業者が食品の衛生・品質管理体制を強化するために必要な施設・設備の整備を行う場合に、融資の支援を受けることができます。

対象となる方

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に取り組む食品製造事業者

支援内容

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、高度化計画又は高度化基盤整備計画を作成し、指定認定機関の計画認定を受けて、

- ・HACCP導入のための施設・設備の整備を行う場合
- ・HACCP導入の前段階の衛生・品質管理の施設・設備の整備(高度化基盤整備)を行う場合に融資します。(食品産業品質管理高度化促進資金)



〈問い合わせ先〉農林水産省食料産業局食品製造課 ☎03-3502-5743(直通)

『飲食店業、クリーニング業、理容・美容業、旅館業など生活衛生関係営業者に対する支援措置を知りたい』

生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、低利で融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業（すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業及び氷雪販売業を営む事業者

支援内容

(1) 相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

(2) 融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの低利融資制度（生活衛生資金貸付）を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

<貸付制度の例>

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経融資）

- 貸付対象者 常時使用する従業員の数が5人以下（旅館業及び興行場営業は20人以下）の生活衛生関係営業者
- 貸付限度額 2,000万円
- 貸付金利 年1.30%（平成28年4月13日現在）
※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。
- 貸付期間 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 措置期間 設備資金2年以内、運転資金1年以内
- 担保等 無担保・無保証人

*この貸付制度を利用しようとする生衛業者は、生衛業者の属する業種の生衛組合(組合が未結成の場合には、都道府県指導センター又は都道府県指導センターの指定する組合)からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員又は経営指導員の指導・審査及び②生衛組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生衛組合、生衛小組合及びその組合員の方が設備資金と運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生衛組合から検証を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

お問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課管理係

TEL 03-3595-2301

日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)

事業資金相談ダイヤル

TEL 0120-154-505